

オープンカウンター方式による見積依頼について

- ・ 随意契約を前提とした見積依頼です。
- ・ 期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。
- ・ **参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、3に示す連絡先に連絡願います。**

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、当方の承認が得られている者であること。

2 案件内容

別添「オープンカウンター方式による見積依頼案件」のとおり

3 連絡先（見積書等の問合せ先及び提出先）

〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
中部管区警察局愛知県情報通信部通信庶務課経理係
代表電話番号 052-951-1611
FAX番号 052-961-8783
メールアドレス aichi.CGA@npa.go.jp

※ 説明等を受けるため直接来庁される場合は、必ず事前に電話連絡をお願いします。事前連絡なしで来庁されますと、担当者が不在のため、対応できない場合があります。

※ 見積書の提出に当たっては、別添に記載する提出期限内に中部管区警察局愛知県情報通信部通信庶務課経理係宛に任意の方法により提出するものとします。ただし、担当者の氏名及び連絡先を明らかにしてください（押印等の省略については、中部管区警察局ホームページ参照。）。

また、貴社の様式により、内訳書を併せて提出してください。その際、必ず法定福利費を明示し、また、提出方法については、見積書と併せて行ってください。

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とします。

- (1) 提出期限までに到着しない見積
- (2) 見積に参加する資格を有しない者による見積
- (3) 「見積書記載要領」の内容を欠く見積
- (4) 金額を訂正した見積
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (6) 相当品等の事前確認が必要な見積にあつては、その確認がなされていない見積
- (7) その他暴力団に関与する者による見積など、不適切と認められる見積

5 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積を行った者を契約の相手方とします。
- (2) 契約の相手方となるべき最低価格の見積を提出した者が2者以上あるときは、当該見積を行った者にくじを引かせて契約の相手方を決定します。また、くじ引きに参加することのできない場合又はく

じ引きを辞退した場合は、その者に代わって当部の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることとします。

- (3) 見積合わせの結果、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略します。

なお、見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期限後、上記3に問い合わせいただければ契約金額についてお伝えします。

6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）。

7 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 都合により見積合わせ後に取りやめることがあります。
- (3) 契約の相手方を決定するため、見積合わせの参加者に対して追加資料の提出を求める場合があるのでそれに従うようお願いいたします。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

オープンカウンター方式による見積依頼案件

案件番号	件名	見積提出期限
1	令和8年度通信機器配線整理等作業 (仕様書は別途送付)	令和8年6月3日 午後5時

※ 案件内容の説明等を受けるため直接来庁される場合は、必ず事前に電話連絡をお願いします。
事前連絡なしで来庁されますと、担当者が不在のため、対応できない場合があります。

連絡先 中部管区警察局愛知県情報通信部
通信庶務課 経理係
電話番号 052-951-1611